施設等利用給付認定の申請について（無償化の対象となるために）※上限あり

新制度未移行幼稚園の利用について、無償化（上限あり）の対象となるためには、お住まいの市町村から「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。**下記表を参考に、申請に必要な書類をお通いの幼稚園に提出してください。**（幼稚園で取りまとめて和泉市に提出されます。）

施設等利用給付の認定を受けていない場合、認定前の期間の給付金をさかのぼって給付することはありません。忘れずに手続きをお願いします。

認定区分	対象	必要書類	無償化の範囲	
			教育部分	預かり保育部分
新１号	満３歳以上で小学校就学前のお子様 ※新２号・新３号認定以外	・第１号様式	月額 28,000 円を上限に給付	給付対象外
新２号	満３歳に達する日以後最初の３月３１日を経過した小学校就学前のお子様で、次の理由に該当するもの ・保育の必要性が認められる	・第２号様式 ・保育の必要性を証明する証明書等 ⇒裏面　添付書類について参照	月額 28,000 円を上限に給付	「日額 490 円×１ヵ月の利用日数」を上限に給付（月 12,300 円まで） ※注１
新３号	満３歳に達する日以後最初の３月３１日までの間にあるお子様で次の２つの理由に該当するもの ・保育の必要性が認められる ・市町村民税世帯非課税者（※）	・第２号様式 ・保育の必要性を証明する証明書等 ⇒裏面　添付書類について参照	月額 28,000 円を上限に給付	「日額 490 円×１ヵ月の利用日数」を上限に給付（月 17,700 円まで） ※注１

（※）保護者の合計収入が基準額を満たさない場合、同居祖父母等で年収 300 万円を超える方の課税額を合算する場合があります。

様式はホームページからダウンロードも可能です。（🔍和泉市役所　保育施設提出書類等一覧 で検索いただき、ページ内下部の「新１号認定申請書」「新２号・新３号認定申請書」等）

【注 1】**新制度未移行幼稚園のうち、平日 8 時間（教育時間含む）以上かつ年間 200 日以上の預かり保育**を実施していない場合、認可外保育施設や一時預かり事業等の利用料金についても、給付対象となります。給付対象額は下記の通りです。

・新２号認定の場合　12,300 円−預かり保育の給付額＝給付対象上限額

・新３号認定の場合　17,700 円−預かり保育の給付額＝給付対象上限額

対象施設となるかどうかは、施設所在の市町村へ直接確認してください。

（問合せ先）
和泉市 こども・健康部　こども未来室　幼保運営担当　TEL　0725-99-8137

提出書類について

下線部を満たしている場合は、認可外保育施設や一時預かり事業等の利用料金は給付対象外です。

新２号認定及び新３号認定を希望される方は、**第２号様式に加え**、次の書類を添付してください。

① 保護者全ての児童を保育できないことを証明する書類（下線書類は市の様式をご利用ください。ホームページからダウンロードも可能です。）

※きょうだいで申請する場合は人数分の提出が必要です。（原本が１部あれば、きょうだい分は写しでも可。）

保育を必要とする事由		提　出　書　類	利用できる期間（最長）
就労	ひと月の休憩等を含む労働時間が月 64 時間以上	就労証明書	就学前まで（雇用期間の定めがある場合は、その期間に従います）
妊娠・出産	妊娠中である又は出産後間がない	申立書＋母子健康手帳の写し（母の氏名を記載したページと分娩予定日を記載したページの写しを添付すること）	分娩予定日及び分娩日が属する月とその月の前後２か月間
疾病・障がい	疾病又は障がいを有している	申立書＋診断書等または身体障がい者手帳等の写し（診断書には家庭保育ができない旨の記載が必要。）	就学前まで
病人の介護等	同住所の親族を常時介護又は看護している	介護・看護状況申告書＋介護・看護を受ける方の診断書や障がい者手帳の写し等	就学前まで
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている	申立書＋罹災証明書等	就学前まで
求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている	申立書	３ヶ月以内（※）
就学	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）している	就学（予定）証明書	就学期間中
育児休業取得中の継続利用	育児休業取得時に、既に保育を利用している子ども（３歳クラス以上が原則）がいて**継続利用が必要である**	就労証明書（育休復帰日が記載されているもの）	就学前まで
その他	その他上記に類するものとして市が定める事由に該当する	事情により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。	事情により異なります。

※求職活動の申立書については、施設等利用給付認定開始日から３ヶ月間有効です。
※再度求職活動での認定を希望する場合は、「求職活動状況報告書」の提出が別途必要となります。

② その他の書類について

事由	提出書類	備考
ひとり親	児童扶養手当証書またはひとり親家庭医療証の写し、もしくは３ヶ月以内に発行された戸籍の全部事項証明（戸籍謄本）	
ひとり親家庭に準ずる場合	拘禁証明書、調停期日通知書、警察への行方不明者届（ひとり親家庭に準ずる場合：保護者が拘禁中、離婚調停中、行方不明の場合等）	

※世帯状況に応じ、追加書類の提出をお願いすることがあります。

●認定結果について

認定希望月の前月末に認定結果を送付予定です。審査の結果、保育の必要性がないと判断される場合は、新２号・新３号認定を行うことができず、預かり保育については無償化（上限あり）の対象とはなりませんのでご注意ください。

●給付金のお支払について

お支払方法については、認定結果発送時に詳細を送付いたします。教育部分については現在の保育料から減額、預かり保育部分については一度園にお支払いただき、上限額内で給付予定です。